

(仮称) つがる西洋上風力発電事業環境影響評価方法書  
に対する環境の保全の見地からの意見

- 1 対象事業実施区域及びその周辺の海域では、本事業を含む3事業が計画されている。現時点では、これら3事業の対象事業実施区域が重複しており、風力発電設備が過密に設置されることが想定されるため、これらの事業の実施に伴い、周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業者間で十分な協議及び調整を行った上で、対象事業実施区域及び風力発電設備の配置・規模を再検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 2 累積的な環境影響が考えられる環境影響評価項目として、騒音及び超低周波音、風車の影、動物（渡り鳥）、景観を検討の対象としているが、これらの項目に係る影響のほか、流向・流速の変化に伴う海底・海浜への影響や海域に生息・生育する動植物への影響が考えられることから、流向・流速及び海域に生息・生育する動植物を累積的な環境影響が考えられる環境影響評価項目に追加し、適切な手法により予測及び評価を行うこと。
- 3 水質（水の濁り）の調査地点について、工事の実施に伴い発生する水の濁りが藻場に到達するおそれがあるため、藻場の分布状況を把握した上で、より陸域に近い地点を調査地点に追加すること。
- 4 風力発電設備の設置に伴う流向・流速の変化により、海底や海辺に影響を及ぼすおそれがあるため、流向・流速を環境影響評価項目に選定し、シミュレーション等により流向・流速の変化を予測し、その結果から海底・海浜への影響を評価すること。
- 5 事業実施によるコウモリ類への影響について、専門家から意見聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

- 6 鳥類の調査について、海鳥及び渡り鳥は調査日によって確認される個体数に大きな差があるため、調査日数及び回数が少ない場合、これらの鳥類の生息状況を把握できないおそれがあることから、地元の複数の専門家から聴き取りした上で、適切な調査日数及び回数を設定すること。
- 7 渡り鳥の調査について、春と秋の渡りは年ごとに変動が見られ、短期間に集中して行われることから、春季は残雪状況及び秋田県・岩手県における移動状況、秋季は北海道における移動状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。また、渡りは昼夜を問わず行われることから、レーダーを利用した調査も併せて実施すること。
- 8 水中音響、魚類、水中騒音及び海藻草類に係る調査について、調査地点が陸域に近い場所に設定されているが、風力発電設備は沖合にも配置されることから、沖合にも調査地点を追加すること。
- 9 風力発電設備の基礎構造は着床式（モノパイル式又はジャケット式）とする計画であるため、基礎の杭打工事により発生する水中騒音が海域に生息する動物に影響を及ぼすおそれがあることから、建設機械の稼働に係る海域に生息する動物を環境影響評価項目に追加し、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 10 海域に生息・生育する動植物の現地調査について、冬季は海上荒天の多い時期であること、建設工事を実施しない方針であることから、調査を実施しないとしているが、供用時は施設が通年稼働するため、冬季におけるこれら動植物への影響を予測及び評価する必要があることから、専門家から意見聴取した上で、冬季の調査の実施について検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 11 海底ケーブルの埋設は、汚濁の拡散が限定的であり、影響はないとしているが、海底ケーブルの敷設を検討する範囲が十三湖河口付近の汽水域に隣接しており、当該ケーブルの埋設工事に伴い河口付近の環境が変化し、十三湖の生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。